

## 退職給付会計の「基礎率変更に係る重要性基準」(上)

98年6月16日、企業会計審議会は、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。新しい会計基準は、FAS87(米国会計基準「事業主の年金会計」)や、IAS19(国際会計基準「従業員給付」)の考え方を基本的に踏襲しているが、「重要性基準」と呼ばれる基礎率決定のアプローチが採用される場合には、全く異なった結果になる。そこで、投資家が注意すべき点を、2回に分けて解説する。

退職給付に係る新会計基準は、2000(平成12)年4月1日以後開始する事業年度から実施されることになっており、現在、日本公認会計士協会が、実務に適用する際の具体的指針について鋭意検討中である。

この基準は、「発生給付評価方式(将来の昇給等を見込んだ退職給付見込額をベースとした割引現在価値により退職給付債務を計算)の採用」、「年金資産の時価評価」、「過去勤務債務及び数理計算上の差異の遅延認識(残存勤務期間にわたって規則的に費用計上)」など、基本的にはFAS87やIAS19とほぼ同じ考え方である。

[新会計基準の詳細な解説は、ニッセイ基礎研究所・中央監査法人共著「企業年金の会計と税務(仮題)」(日本経済新聞社より、99年1月発刊予定)を参照して頂きたい]

しかし、「数理計算上の差異(年金数理損益)」の会計処理の考え方は、大きく異なっているのである。FAS87やIAS19では、年金数理損益が一定幅を超えた場合、その超過額を平均残存勤務期間にわたり償却する「回廊アプローチ」が採用されている。一方、わが国の新会計基準では、回廊アプローチは採用されず、年金数理損益の全額が平均残存勤務期間にわたり償却される代わりに、基礎率(割引率、昇給率、死亡率、脱退率、年金資産の期待収益率)の変更には、「重要性基準」が認められた。

「数理計算上の差異(年金数理損益)」の取扱い(「意見書の四の3」より一部抜粋)

・・・数理計算上の差異の取扱いについては、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲(回廊)を設ける方法と、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法(重要性基準)が考えられる。本基準では、退職給付債務が長期的な見積計算であることから、・・・、数理計算上の差異の取扱いについては、重要性基準の考え方によることとした。また、・・・、実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、重要性基準に加えてさらに回廊を設けることとはしないこととした。・・・

年金数理損益は、「基礎率の予測と実績の差額」と「基礎率変更の影響額」から構成されている（表1）。そこで、重要性基準を採用して（重要でないとの判断に基づき）基礎率変更を見送ると、「基礎率変更の影響額」は、財務諸表に全く計上・開示されないであろう。これに対し、「基礎率の予測と実績の差額」は、例えば、前期末に見積もった死亡率・脱退率にしたがって死亡・脱退が発生した場合の人員構成と、当期末の実際的人员構成との違いから生じる、退職給付債務の評価差額などを表しているが、これは財務諸表に計上・開示される。

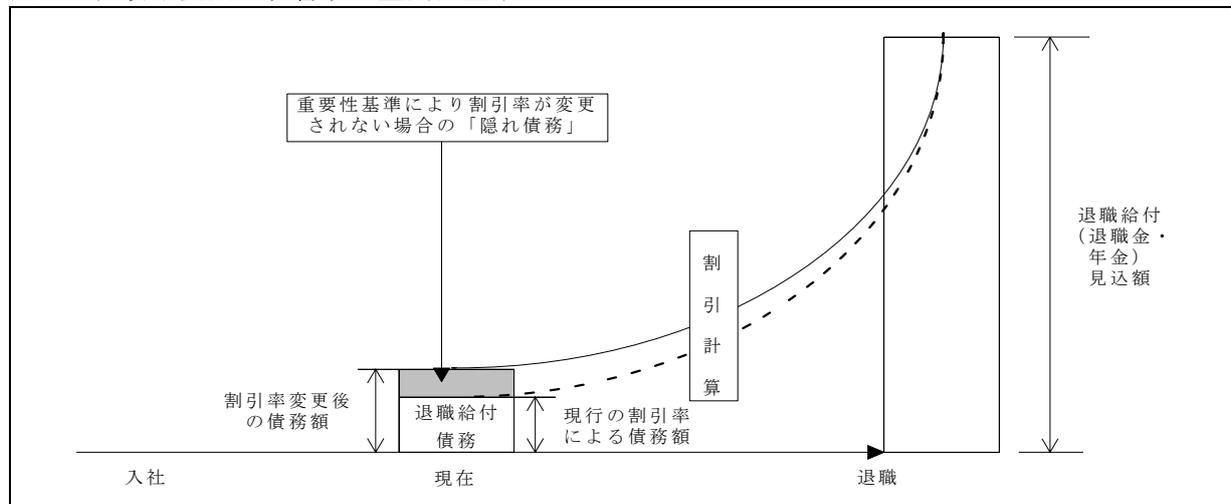
表1 年金数理損益の構成項目

①年金資産の増減に関する項目	
基礎率の予測と実績の差額	年金資産の期待収益率に起因する額 (=年金資産の期待収益と実際収益の差額)
②退職給付債務の増減に関する項目	
基礎率の予測と実績の差額	昇給率、死亡率、脱退率に起因する額
基礎率変更の影響額	割引率、昇給率、死亡率、脱退率に起因する額

(注)年金財政上の予定利率は、通常、年金資産の期待収益率と、退職給付債務を現在価値に換算する割引率の双方を意味している。しかし、新会計基準では、割引率を「安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定しなければならない」とし、年金資産の期待収益率と別に決定することになっている。

ここで、注意すべきは、割引率に係る年金数理損益が、（「予測と実績の差額」がもともとないため）割引率変更によってしか発生しない点である。つまり、重要性基準を大義名分に、割引率が変更されない場合、財務諸表上の「退職給付引当金」の計算に経済実態が全く反映されず、「隠れ債務」として開示されない恐れがあるのである（図1）。FAS87やIAS19の「回廊アプローチ」による遅延認識も、財務諸表に全額直ちに計上されない点では、「重要性基準」による会計処理と同様であるが、開示される点で大きく異なっているのである。

図1 割引率変更の影響額と重要性基準



今回は実証分析を交えながら、引き続き「重要性基準」の注意すべき点を解説する。